

# 会 議 録

平成22年度 第3回 和光市国民健康保険運営協議会

開催年月日・招集時刻 平成22年10月12日 13時40分

開催場所 和光市役所 全員協議会室

開会時刻 13時40分

閉会時刻 15時10分

## 出席委員

## 事務局

鈴木 栄子	保健福祉部長	石田 清
竹村 幸子	保健福祉部次長	星野 賢
柳下 すゞ子	健康支援課長	石川 信夫
鈴木 正敏	健康支援課主幹兼課長補佐	大坂 秀樹
和田 百合子	健康支援課国保年金担当統括主査	柴崎 敏夫
大友 絹江	総務部課税課長	大野 孝治
金子 正義	総務部収納課長	村山 義行
冨澤 嘉子	総務部収納課長補佐	川辺 聡

(8人)

## 欠席委員

関塚 永一  
 勝海 東一郎  
 菅野 隆  
 笹尾 道昭  
 山崎 操  
 小田原紀慧子  
 鈴得 敏明

(7人)

備  
考

会議録作成者氏名

柴崎 敏夫

発言者	会 議 内 容
柴崎統括主査	<p>それでは、ただいまより第3回和光市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、委員の皆様にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>この協議会の会では、原則公開となっておりますので、傍聴の方が来られております。</p> <p>それでは、会長より協議会を開会していただきたく思います。よろしくお願いいたします。</p>
金子会長	<p>ただいまから平成22年度第3回和光市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>前回に引き続き、市長から諮問のありました和光市国民健康保険税の見直しについてを議題として各委員の皆様からのご意見をいただければと思っております。</p> <p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。</p>
柴崎統括主査	<p>事務局より報告いたします。</p> <p>本日は15名中8名の委員の出席となっておりますので、過半数を超えております。</p>
金子会長	<p>事務局から報告がありましたように、出席委員は8名で過半数を超えておりますので、会議は成立しております。</p> <p>議事に入る前に議事録署名人のご指名をさせていただきます。</p> <p>竹村幸子委員さん、大友絹江委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、協議会の議事録に関しまして確認していただきたいことがありますので、事務局より説明願います。</p>
柴崎統括主査	<p>事務局より議事録の作成について説明いたします。</p> <p>協議会の議事録は公開することになりますので、各委員の質問、発言につきましては、委員名を明記して議事録が作成されますので、ご了承くださいたいと思います。</p>
金子会長	<p>それでは、諮問がありました事項について審議をしていきたいと思っております。</p> <p>なお、時間の関係から、質問及び答弁につきましては簡潔明瞭に</p>

発言者	会 議 内 容
大坂主幹	<p>お願いいたします。</p> <p>それでは、前回の協議会においてお願いした追加資料について事務局より説明願います。</p> <p>健康支援課の大坂です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の資料は3点ございまして、資料6、それから資料7-1、資料7-2、プラス説明資料として給与所得の計算、公的年金等所得の計算という1枚の紙がお配りされております。</p> <p>資料6、朝霞地区3市及び県内市平均との税率比較、こちらは先日お示ししました改定案が上から2段目にございます。この税率が3市及び県内の市の平均、県内市平均とどのくらい差があるかというのを資料にあらわしております。</p> <p>所得割ですと、現在6.5%、国民健康保険税は三本立てになっておりまして、医療給付分というのと後期高齢者支援金分というものと介護納付金分、この3つの合計が前提となるんですけども、ただ、介護納付金分につきましては、40歳以上の方に課税されます。ですので、この右端の合計の金額は全員の方にかかるわけではありません。</p> <p>改定案の税率ですが、所得割は、医療給付分6.7%、資産割17%、平等割につきましては現行制度、均等割については1万8,000円。この区分につきましては、県内市平均で見ますと6.54%、29.9%、1万5,997円、1万3,805円。均等割については、かなり改定案のほうが高いんですけども、それ以外、資産割は半分程度というような状況であります。</p> <p>後期高齢者支援金分については、2.0%、1.93%、7,200円、7,563円、非常に県平均に近い税率になっております。</p> <p>介護納付金分については、1.40%対1.28%、7,200円対9,455円。均等割については、多少市のほうが低いような状況であります。</p> <p>一応これを全部足しましたのが右端の合計ですけども、所得割10.10%、県平均、市の平均ですと9.75%、資産割17%、29.9%、平等割1万5,600円、1万5,997円。均等割は3万2,400円に対して3万823円。</p> <p>この金額だけ申し上げていると、イメージがつかめないと思いますので、これをモデル、1人、2人、3人世帯で収入別につくったものが、ちょっと飛びますけれども、資料7-2、こちらをごらんください。モデルケースによる試算（県内市平均税率との比較）。</p> <p>まず1ページ目の1人世帯の場合、収入98万円以下では、給与</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>収入の場合はこちらに書いてあります。給与収入の場合、必要経費というのはサラリーマンの場合ございませんので、給与所得控除がございまして、それが65万円ありますので、所得で33万円になります。所得で33万円以下の方ですと、7割軽減という均等割、平等割については、割引の段階のところに当たります。改定案ですと、98万円以下の1人世帯、合計資産割なしというのが書いてあると思うんですけども、1万4,400円、これを市平均に換算しますと1万4,046円、354円市のほうが多いというような状況です。これでもし資産割を固定資産税10万円、通常、これは固定資産、マンションですと、大体都市計画税を除くと10万円ぐらいということで、あくまで概算で固定資産税10万円の方をモデルとして、資産割があった場合、こちらの右側でございます。合計資産割有りというのだと3万1,400円、県市平均は4万3,946円ということは、市のほうが1万2,546円安いというような計算になります。</p> <p>これで所得がだんだん多い階層にいくにつれて、高い金額になっているんですけども、合計で資産割なしの場合ですと、5番目の給与収入300万円（所得192万円）、このぐらいの方ですと、20万8,590円対20万1,845円、大体県よりも市のほうが、年間で6,700円ぐらい高いと。ただ、これで資産をお持ちの場合ですと、逆に市のほうが6,155円安いというような計算になります。</p> <p>1人世帯の場合は、給与収入900万円でも、限度額にはいきません。</p> <p>2ページ目が2人世帯の場合です。</p> <p>2人世帯の場合は、均等割の部分が2倍かかるという計算になります。軽減の割合が変わってきますので、収入98万円以下の方ですと7割軽減に対応します。</p> <p>収入100万円の方ですと、均等割、平等割は5割軽減、半額になりますので、この辺ですと、県と市の差は1,500円、資産割がない分、市のほうが安いような状況です。</p> <p>収入150万円の方ですと、2割軽減に該当しますので、市のほうが4,000円ぐらい高いですね。資産を持っている場合は8,800円ぐらい市のほうが安いというような計算になります。</p> <p>収入200万円以上ですと、軽減の該当がなくなりますので、それぞれそのまま均等割、平等割にかかってきますが、収入400万円までは、資産割があっても市のほうが安いというような状況になります。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>収入900万円ですと、市のほうは限度額にいきますけれども、県のほうは行っていないというような状況になります。</p> <p>その次のページは3人世帯の場合。こちらは、家族がふえるごとに軽減に該当する世帯がふえますので、この場合は収入200万円でも2割軽減に該当します。この辺ですと、縣市平均との差で6,500円、資産割があったら、あった場合は市のほうが安いというような状況になります。これは資産割は県平均29.9%に対して市のほうが17%という非常に低い税率に設定したのでこういったことが起きています。</p> <p>こちらの資料7-2というのは、縣市平均との差額になります。</p> <p>資料7-1というものがあります。これは改定案と現行税率との差額であります。</p> <p>先日、パーセントでお示したところ、わかりにくいということでしたので、モデルケースをつくって差額をのせてあります。</p> <p>資料7-1で、1人世帯の場合、(1)は給与収入98万円以下の方、こちらの方ですと、資産をお持ちでない方、実際は10円のけたというのは、課税の場合切り捨てますけれども、ここでは計算上乗せています。ですから、240円差額という形になります。資産をお持ちの場合は7,240円、税が上がるという計算になります。</p> <p>収入200万円、所得で122万円ぐらいの方ですと、2万3,280円、税額が上がると。資産をお持ちですと、それが3万280円上がるというふうな計算になります。</p> <p>次のページが2人世帯の方です。</p> <p>こちらですと、収入のない方と、収入が98万円以下の方は、国保の計算上は所得33万円、基礎控除が33万円でございますので、所得ゼロになります。所得割はゼロ、かかりません。均等割、平等割の軽減が7割引きになりますので、現行の6割軽減との差額が出ていまして、平等割、均等割が上がっても、その上昇は2,000円になります。資産をお持ちの方は、9,040円、税が上がるという計算になります。</p> <p>2人世帯の場合ですと、100万円の収入ですと5割軽減、150万円の収入ですと2割軽減に該当しますので、それぞれ7,320円、1万5,360円の税額の上昇という形になります。資産がございましたと、こちらは7,000円ずつ加算されますので、1万4,320円、2万2,360円という税の上昇になります。</p> <p>ずっと下へいきまして、一番最後、収入900万円ぐらいですと、2人世帯ですと限度額に到達します。限度額にいつてしまいますと、</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>資産割があってもなくても73万円が限度額ですので、こちらのほうは変わりません。</p> <p>3人世帯の場合も同じように、収入で98万円以下の方ですと7割減額、収入で100万円の方ですと5割軽減、150万円、200万円の方まで平等割の軽減がききますので、税額の上昇がある程度抑えられるという形になっております。ですから、収入200万円の方ですと、3人世帯の場合、2万9,040円という上昇ですけども、300万円になりますと、軽減がなくなってしまうので、5万6,880円の上昇という計算になります。</p> <p>ですので、税率改定時の軽減制度というのは、収入の少ない方にとっては、税の上昇を抑えられるという効果が非常にあると思います。</p> <p>あと最後にお配りした給与所得の計算、こちらを簡単に説明いたします。</p> <p>通常、月給でもらっている方の場合、収入のほうで給与収入と言います。ご自分で事業をされている自営の方ですと、総売上が収入になりまして、所得に直すとき、そこから必要経費を全部引いたものが所得になると思うんですけども、給与でもらっている方については、必要経費というものがございませんので、必要経費にかわるものとして、給与所得控除が計算されます。これが一覧表になっておりまして、161万8,999円までは65万円が必要経費にかわる控除になります。</p> <p>そこから上は、ちょっと一定の計算式がございますので、暗算では出ないんですけども、基本的には160万円以下の方でしたら65万円を引いたものが所得ということで考えていただくようになります。</p> <p>公的年金等所得の計算は、年金については給与じゃなくて雑所得という税法上の扱いになりますので、計算法が変わってきます。なおかつ、65歳以上の方、65歳未満の方で計算の仕方が変わってきます。所得の換算表が変わってきますので、ここも一概に年金収入幾らといっても、所得に直すときには、その方の年齢によって所得が変わるということです。</p> <p>65歳以上の方ですと、120万円の年金収入、所得ゼロです。ですから、年金で120万円もらっている方というのは、軽減に該当します。</p> <p>ただ、それが65歳未満ですと、120万円の年金収入が、所得で50万円ですから、65歳未満の方が120万円、年金収入を受けていても、軽減には該当しないことになります。</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>所得と収入は違うことについて頭に置いておいてください。          こちらの表は、あくまでわかりやすいように給与収入でつくってありますので、年金の方ですと、ちょっと所得が別になります。          資料の説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。          もう一度、市の今度の税制改正の基本的なことについて、ちょっとまとめてご報告いただけますか。</p>
大坂主幹	<p>今回、税額で3億円程度の値上げということで税率を計算してあります。その3億円というのは何かということがおわかりいただきたいと思うんですけども、今年度、財政上の収支といいますと、黒字であります。3億1,852万円の黒字でありました。</p> <p>ただ、この黒字というのは、一般会計から8億1,000万円という繰り入れ金をいただいての黒字でございます。</p> <p>先日説明しましたように、過去には大体4億円から4億5,000万円の繰り入れ金を一般会計からいただいて国保を運営してきたわけです。</p> <p>ただ、平成20年度に基金等を使い切ってしまうというような事態がございまして、一般会計から平成21年度については、急遽追加の補正予算で繰り入れてもらって何とか黒字に持っていったというような状況がございまして。</p> <p>ただ、市のほうでこの金額8億1,000万円ということをして1人当たりにしみますと、大体4万円の金額になります。ですから、国保運営上、市の一般会計から1人当たり4万円の補助をいただいて国保を運営してきたという形になります。これが県内でどのくらいの位置かというのと、以前お配りした資料にあったように、県で第2位の高額になっております。</p> <p>一般会計のほうも財政状況が余りよろしくないもので、こういった状況を何とかしてほしい、国保の運営としても、あまりに一般会計に頼るのはどうかというようなことから、議会のほうでも何度も質問がございまして、市長の答弁でも、大体5億円から6億円が限度ではないか。国保に8億円というのは、ちょっと一般会計に依存し過ぎているというようなお話がございましたので、現在いただいている8億円も、何とか5、6億円に圧縮したいと。</p> <p>なぜ減らさなければいけないかというのと、医療費はずっと右肩上がりになって上がっております。ただ、国民健康保険の税率については、10年間変わっていません。ということは、かかるお金がふえてい</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>るのに、入っている方の負担というのは余りふえていないという状況、ただ、国民健康保険は特別会計ですから、ある程度ご自分たちで払えるところは払ってやっていかなければいけないという部分がございますが、8億円をもらわないというのはちょっと無理な話ですし、県内では繰入金を入れていない市はございません。ただ、県内2番というような高額な繰入金は、国保運営上も余り好ましくない状況にある。そういうようなことから、以前の状況に戻したいということで、5、6億円の繰り入れに何とかして、医療費をまかなうのも全部トータルである程度この辺にしたいというのが今回の提案であります。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました。 ご質問を伺います。どうぞご発言願いたいと思います。 先ほど説明があったものもすべて。 どうぞ。</p>
鈴木（正）委員	<p>何点か。資産割についてなんですが、資産割は、傾向としては、全くなくす方法、2方式、均等割と平等割の方式でやっているところもあって、今の後期高齢者の税負担も2方式ですね。そういう意味で、いずれか資産割はなくなっていくのかなというような状況があると思うんですが、その資産割をここで上げたのは、資産割の分を上げないと、資産がない部分に負担が多くなると、そういう話で、それはそれで理由としてあるかなと思うんですが、資産割に該当する国保世帯数は何割ぐらいになるのか。それと、資産割増収分はどのくらいか。この改正によって、総額ですね、増収分、この2点。</p> <p>それと、後期高齢者の支援金分と介護納付金分、これの税率改正があるわけなんですが、公的には後期高齢者の支援金も介護納付金も、公費負担が50%になっているかと思うんですが、実際、和光市の税率でいくと、税負担の50%を確保できていないと思うんです。だから、その差ですね。実際、現在の税率で、いわゆる税負担が本来であれば50%なんだけれども、何%ぐらいの負担になっているのか。これは両方ですね、後期高齢者の支援金分と介護納付金分。それを税率改正した場合、どのくらいの割合になるのか、この辺、数字が出ていれば教えていただきたいと思います。</p>
大坂主幹	<p>固定資産のほうは、世帯じゃなくて、税金の計算自体、個人でやっていますので、多い少ないはありますけれども、9,374人の方に資産割が課税されています。平成22年度の実績から計算する</p>

発言者	会 議 内 容
鈴木（正）委員	<p>場合ですね。</p> <p>全体で1万8,000人ですか。</p>
大坂主幹	<p>約1万8,700人。ですから、ほぼ半数の方が固定資産を何らかの形でお持ちということになります。</p> <p>税額ですけれども、約6,700万円の上昇でございます。</p> <p>それから、支援分、介護分の税額ですけれども、こちらは支援金分が約3億9,300万円ぐらいが半分なんですけれども、一応計算上は3億8,900万円ぐらい、ほぼ同じぐらいの調定に計算上はなります。介護分、こちら1億3,400万円ですから、1,000万円ぐらい下回った調定額になります。</p> <p>ただ、あくまでも調定額ですので、税収がふえたという、最終的には変わってきますので、ただ計算上はかなり理想に近づいております。</p>
鈴木（正）委員	<p>収納率を考えると、実態としては、まだ50%を負担できていないということになりますね。</p>
大坂主幹	<p>はい、そういうことです。</p>
金子会長	<p>よろしいですか。</p> <p>この前、事務局のほうから説明がありましたけれども、ただいまのことに関係ありますが、所得割、資産割、平等割、均等割、これの比率を決めた基本的な考え方、この前も説明してありますけれども、再度お願いします。</p>
大坂主幹	<p>基本的には、今後、県の方針として2方式でやっていくという話がございますので、所得割と均等割の改定ということで、資産割、平等割については変えない、本当なら減らす方向でもよかったんですけれども、そうしますと、どうしても所得割、均等割のほうに負担がかかってきますので、とりあえず県内市平均税率の資料6ですね、こちらをつくりまして、余り県平均と離れた税率にはしない方針で、県平均になるべく近づける方向での税率というものをまず考えました。</p> <p>一番簡単なのは、資産割を30%にしてしまえば、所得割、均等割は余り値上げしないですむのです。そうした場合は、今までの経緯として、和光市としては資産割については、資産を持っていれば、</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>二重課税になるのではないかというようなお話があつて、10%を保持してきたというようなところもございましたので、そこまでは上げずに、当初15%で計算していたんですけれども、そうしますと、もう少し所得割、均等割を上げなくてはいけないような計算が出てきましたので、17%という、率にしますと70%のアップですけれども、まだ県の税率や、3市の税率よりは半分ぐらいというような形で、17%の資産割でお願いしようということで決めました。</p> <p>平等割については、今後なくなるかもしれませんので、上げないということです。そうしまして、調定額3億円、それから後期高齢者支援金、介護納付金分については、前にも国保の現状でも指摘していたと思うんですけれども、先ほどの質問のように、税の負担の50%を全然クリアしていないような状況でございましたので、こちら県平均に近づける、50%の負担割合に近づけるという税率、こちらのほうに改定をする、残りの税額を医療給付分の均等割と所得割で当て込むというような計算になります。</p> <p>ですから、トータルすると、所得割だと、県平均をかなり上回っているような形ですが、実際に計算してみますと、所得が少ない方にとっては、軽減が入ってきますから、余り負担にならないような形で税率というものを目指して考えました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今、事務局が説明されましたように、2年後には大幅な税制改正があると。そこで、まだはっきりしていませんけれども、保険者が変わる可能性もあると。そのときに2方式という方式に変わる可能性が非常に高いというこの間の説明ですが、その場合に資産割と、それから平等割が多分なくなるのではないかとということで、ただいま質問がありましたように、また答えがありましたように、資産割、これは余り上げない。それから、平等割は上げない。そういうことで、将来は所得割と均等割だけになるということで、他の市と比較すると、和光市はそういうことで均等割と所得割に今度の改定の場合に、そちらに少し加重をかけた、ということですね。</p>
大坂主幹	<p>そうです。</p>
金子会長	<p>そういう現行改定ということになります。</p>
	<p>ほかに何かございますか。</p> <p>どうぞ。</p>

発言者	会 議 内 容
竹村委員	<p>すみません。今の関連なんですけれども、資産割と平等割というのは、いずれはなくなるけれども、和光市はとにかく欠けているとなると、そうすると、これがなくなった場合の2方式になった場合に、そうすると、上げた場合に、今度、資産割が変わってくると、もっと下がるということですか。</p>
金子会長	<p>事務局、回答してください。</p>
大坂主幹	<p>逆に所得割と均等割がすごく上がると思います。</p>
竹村委員	<p>上がるということですか。</p>
大坂主幹	<p>今だと、資産割の部分1億5,000万円を均等割と所得割で負担しなければならなくなりますから、その分、1人当たりになると、8,500円ぐらい上がると。 ただ、もう県のほうが2方式にする、こういった全市町村と一緒にですよと言われたら、それに従うしかないんです。けれども、一度に上がるよりは、先に少し上げて近づけておくわけです。</p>
竹村委員	<p>まやかし。まやかしと言ってはいけない。あれですものね、そうすると。</p>
大坂主幹	<p>今、2方式にしてしまいますと、本当に均等割と所得割が上がりますから、ただ、3年先ぐらいに県のほうでは2方式というような話をしていますので、それに備えて、資産割がなくなると、大きく税額が下がる方もいらっしゃると思うんですよ。 ただ、ない方については、全体で税額を負担するわけですから、ふえるだろうと。ある程度県平均の税率に近づけておいて、保険税の激変するのを避けるというような税率です。</p>
竹村委員	<p>もう一つちょっと疑問なんですけれども、3市平均にしても、県平均にしても、さっきおっしゃった30%近くあるから17%にしたということなんですけれども、資産価値が高いから和光市はこれ17.0%ということなんですか。 お隣の朝霞市だとか志木市だとか新座市なんかは、30%以上になっていますよね。人口比からいっても、志木市と和光市は7万ぐらいですけども、朝霞市や新座市は和光市の倍になっているので、</p>

発言者	会 議 内 容
大坂主幹	<p>1人あたりに換算するとなってくると、人口比で割るほうも、人口の差によることもあるし、他が30%以上なのに、何で17.0%というのは、ちょっと理解ができないところです。</p> <p>そうですね。ただ、和光市の固定資産税が高いから17%だというのではなくて、それぞれの市町村の状況に応じて税率というのは決めています。和光市は資産割というのは、固定資産税を払って、もう一度払わなければいけないのかという2重課税というようなお話もあって、昔は31%あったんです。それを和光市は、その分は所得割とか均等割で課税しますということで下げたのが十何年前だと思うんです。そういった当時、税率を決めた考えがあって、本当はそれをそのまま尊重したかったんですけども、そうしますと、もっと税率が、所得割とか均等割を上げないと、目標の3億円にいかないで、じゃ、ちょっと70%ぐらい上げさせていただこうかなというところで17%というのを設定したわけです。</p>
竹村委員	<p>平たく言うと、10年前にそういう2方式、いわゆる2方式になっているわけでしょう。いわゆる資産割とかというものを重きに置かなかったということになるから、そうすると、その都度に、所得が上がるというのが上がってこなかったから、結局はマイナスがふえてきたということですよ。一般会計からの負担分が多くなってきているということでしょう。そういうのは一概に言えないかな。</p>
大坂主幹	<p>本来、税率というのは、毎年見直してもいいくらいのものであります。</p>
竹村委員	<p>そうですね。</p>
大坂主幹	<p>今までも10年間、当時検討して和光市でやっていけるだろうということで、上げないでずっとやってきたわけです。</p> <p>ただ、数年前から4億円からの繰入金を一般会計からいただいて、それで繰越金、基金を何とか回してやってきたというような状況なんです。それが平成20年度に基金を全部使い切って、繰越金もほとんど使い切って、要は貯金に余裕が全然ない状況で平成21年度を迎えたので、結果的には3億円余りましたけれども、インフルエンザがはやって、もう医療費が幾らかかるかわからないというような状況のときに、医療費を払うお金がないということで、急遽、一般会計から追加で繰入金をいただいたというような状況がございま</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>したので、ある程度基金とかも持っていないと、急な病気がはやった場合、医療費を2カ月後に払わなければいけませんから、議会で補正予算等を待つような時間ありません。ですので、ある程度基金を持って、繰越金もある程度持ったというような会計の財政状況に持っていきたいというのが健全な運営ということになります。そちらに直したいということなんです。</p> <p>ちょっと補足しますと、もともとは所得割、資産割、平等割、均等割という4方式がほとんど圧倒的に以前は多かったわけですが、近年は、資産割と平等割については不合理だということが非常に言われ始めてきて、2方式を取り入れ始めたところがだんだんふえてきていました。それで最近、国のほうも2方式がいいという意見が強いところで、そのところで、2方式にすると、非常に所得割と、それから均等割で大きくのしかかるということもあったわけです。</p> <p>県内の平均ですね、県内の市の平均とか、そういうのを見た上で、資産割は結構多いんですけども、それで調整をされたということで、将来、資産割と均等割がなくなっても、所得割と均等割で、金額は減らないと思うんですね。ですから、所得割と均等割がかなりふえてくるということで、特に所得割はふえてくるんじゃないかなという予想をちょっとしているんですけども。</p>
竹村委員	どのぐらいふえるのか。
金子会長	それは計算すれば、今、さいたま市が2方式に変えています。ですから、かなり率があります。さいたま市の所得割はわかりますか。
大坂主幹	所得割は7.49%と1.9%と1.9%。合計11.29%ですね。均等割は1人当たり4万5,500円です。ですから、均等割がかなり高くなります、2方式ですと。
金子会長	<p>所得割が11%を超えていると、また均等割が4万5,500円、非常に今の和光市の現行から比較すると、物すごく大幅な改定の中身ですね。そういうことで一応そういうことも考えられて、今回の税率にしたというご説明です。</p> <p>ほかに何かございますか。どうぞ。</p>
鈴木（正）委員	後期高齢者の制度がつくられたときに、その目的が市町村国保の財政難を改善すると、そういう方向で後期高齢者制度がスタートし

発言者	会 議 内 容
	<p>たわけなんです、それがスタートしても一向に改善されない状況で、一般会計からの繰り入れがどんどんふえてきているという実態になってきてしまっているんですね。</p> <p>医療費は診療報酬を引き上げはしなくても、国保の加入者、あるいは後期高齢者の加入者、被保険者がふえている状況では、医療費は当然、診療報酬は上がらなくても上がるんですね、全体的には。</p> <p>それにこういう社会情勢の中では、税の収入が伸びない。こういう状況の中で、当然市町村の国保は改善されるほうには向かわないんですね。</p> <p>厚生労働省も新たな医療保険制度の方針を出しているわけなんです、特に市町村として国に対するそういう働きかけ、いわゆる財政負担、国の財政負担上も含めて、どういう機関でどういう働きかけをしているのか。埼玉県の市町村としてもやっているかと思うんですが、その辺の状況をできたら聞かせていただきたい。</p>
金子会長	事務局、よろしくお願いします。
石川課長	<p>国に対しての要望ですね、この診療報酬の支払いというのは国保連合会というところがやっております。市町村と国保連合会とタイアップして、県とか国のほうに要望を出すということはやっています。年1回ですが、国民健康保険の運営協議会でも、連携をしながら国のほうに要望はしております。</p> <p>平成25年度、後期高齢者制度の廃止ということで、県が広域化支援方針というのをつくって、国ではある程度県のほうにウエイトを置いてやっていってもらいたいということに、いろいろと収納率ですとか徴収方法ですとか、課税二方式等は検討をしています。</p>
金子会長	ほかにありますか。どうぞ自由にご発言願いたいと思います。
竹村委員	<p>いずれにしても、値上げになっている根本的なところは、収税率をアップしないことには改善されてこないかなというふうに思うんですけども、84.何%の収納率では、やはりほかのところを見て、90%を努力して収納率ですか、上げていらっしゃるの考え方なんですけれども、やはり80%台を維持しながらこれを上げるなんていうと、やはりちゃんと納めている者としては、すごい不合理を感じます。</p> <p>それともう一つ、例えば被保険者が納めて国保に入っている、前も言ったんですけども、例えば利用するお医者さん、機関です</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ね、医者機関を朝霞4市だとか、そういうことではなくて、人間ドックを、その被保険者がやはり自由に選べるというところで、こちらですと、都内にかかっている方も多いので、そういうところでも、ある程度利用の幅を広げるとか、何かそういうところでおいしいメリット性を感じた改定をしないと、ただ値上げしますだけでは、今のまま値上げしますでは、皆さん不満のほうが多くなるんじゃないかなというように思います。</p> <p>もう一つ、国保の保険税支払回数ですけれども、今4回払いですよ。4回で払っていますよね。</p>
金子会長	8回です。
竹村委員	<p>8回で払っているんですか。8回でもすごく負担があり、何せ年金生活だと、2か月に1回引かれるわけですよ。そうすると、自分の一番現実的に物すごく負担率が高くなっていると、2か月に1回というのじゃなくて、それをもっと10回にするとか、もう少し細かく分割して払えるような、払いやすいような、そういうシステムということは考えていただけないでしょうか。</p>
金子会長	<p>今3つの質問がありました。1つは、収納率について、少し低過ぎるんじゃないか。それから、医療費、人間ドック等について、多角的にもう少し、和光市だけでなく、広く対応できるようなことを考えられないのか。それから、もう一つは、8回に分けて払っていますが、それをもう少し多く、10回ぐらいにできないですか。</p>
竹村委員	月払い。
金子会長	この3つ。
村山収納課長	<p>まず、収納率についてお答えいたします。</p> <p>今、委員さんから質問が出るように、確かに収納率は低くて、皆さんにご迷惑をかけているところではありますが、ただ、県下で一番最低というわけではありません。確かに90%取っているところもあるかもしれないですが、これは90%取っているところも、それなりに努力し、また、ただ税率についても考え直さなくてはいけない時代には来ているのかなというふうに思っています。</p> <p>ただ、今年度から助成に対して納税の条件もつけましたし、それから本年9月1日から納税サポートセンターというのを発足させま</p>

発言者	会 議 内 容
大野課税課長	<p>して、今、各期ごとに納税のまだ済んでいない方に対して電話をして、すぐに入れていただくようなシステムも改築しております。そういうような形で、今年度は若干でも収納率が上がるような努力はさせていただいております。</p> <p>期別関係でございますが、今現在、8回の期別で国保税のほうを納めていただいております。こちらに関しましては、各自治体によって、8回、6回、10回というさまざまな変更もできるようになっておりますので、逆に申し上げますと、現在、年金のほうから特徴されている方につきましては、口座の引き落としの手続きをとっていただきますと、2カ月に1回になって、通常の期別のほうで引き落としもできますので、もしそういう形で年金の引き落としではなくて、今後、2カ月に1回から月別に 変更もできますので、その活用もいただければと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
竹村委員	<p>私は今、個別の話をしているのではなくて、全体的に値上げすることだったら、毎月払いだとか、毎月払う負担が少しでも軽くなれば、少しは変わってくるかなと思うんです。</p> <p>年金者だけではなくて、働いて営業されているお店屋さんの申告の方もいらっしゃるわけだから、そうすると、8回のもあれば、毎月払いになったら、少しは私たち払う側にすると、値上げしても、値上げ分は値上げしたという実感が、毎月の負担率があれだったらもう少しはそう軽く思うだろうというように私は思うだけです。納める側として。</p>
村山収納課長	<p>今、課税課長が説明しましたように、自治体によって回数については考えられるということです。</p> <p>それと、あと収納のほうの立場から言わせていただくと、やはり社会保険をやめた方が国保になると、社会保険というのは、毎月給料ですので、12回で支払っていたのを8回で支払うとなると、かなり急に高くなったというような苦情はよく受けております。ですから、できればこの際、そういうものも考えていただければ、事務方のほうも大分助かるなという気持ちはあります。</p>
金子会長	<p>今の説明は、8回をもう少し数を多く、10回なら10回に、納期を10回にするということ、10回にするということを考えられるということですか。</p>

発言者	会 議 内 容
村山収納課長	そうです。そういうことになります。
金子会長	実はある市では、6回であったものを8回に、和光市と同じですけども、8回にしたことによって収納率が上がったということを書いていましたので、数をふやすことによって、ある程度抵抗が少なくなるというようなことを聞いておりますので、ぜひご配慮いただきたいと思います。
村山収納課長	先に、課税課長が言いましたように、回数の決め方については自由になりますので、考えていただいて結構なんですけど、ただ、あと財政面の形からいいますと、財政のほうにいつ入ってくるのかという部分もあります。財政というか、健康保険の場合は給付ですね、給付のほうの支払い方で、支払うときにお金がないと困りますので、ここら辺の回数的なものも考えていただかないといけないかなという部分もあるんですけど、回数については、一応考えられるものについては考えていただければというように私どものほうは考えております。
鈴木（正）委員	10回というのは厳しくなってしまうですね。9回までは可能だと思うんだけど、10回になると暫定課税をするようになってしまって、一たん課税して、もう1回、請求の課税をしなければならぬから、6月に市民税、7月に1期でしょう。それが制度でやって3月まで続けるとなると。
星野次長	東京都は12回というのがあって、やはり暫定です。暫定税率、暫定で、4、5、6月は暫定なんですよ。7月に確定して、もう1回、通知、何回も通知が変更しましたと出るようになります。
鈴木（正）委員	それがややこしくなって、納付するほうはたいへんです。
竹村委員	すみません、お役所サイドの物の考え方であって、払う側で収納率を上げようと思ったら、毎月払いのほうやはり私は払いやすいですし、結局滞納するということは、税金はみんなそうなんですけれども、何か月に一遍、1年に1回の車のお金にしたって忘れてしまったりとか、そういうことはあるんですけども、毎月毎月払わなければいけないというふうだったら、引き落としの手続すれば、毎月でもある程度は負担率は楽になると思うんですよ。

発言者	会 議 内 容
和田委員	<p>今、本当に2カ月分、簡単におっしゃいます。収入が入るのは2カ月に1回だから、年金受給者は、それでいいと言ったって、見た数字が、何で私がこんなにお金を払っているんだろうというふうに、二月に1回ごとに年金の連絡があるたびにそう思いますので、随分高いわというように感じるので、これが毎月毎月別払いであれば、すごく払う側としての負担が軽くなるというように私は思います。</p> <p>確かに払っている方、それほど返しがなくて、それこそ国民健康保険税を払っている方は、その7月スタートというのは理解なさっていないなくて、4、5、6月は、結局お休みなわけですよ。それが7月からというのを知らない方は結構多いんですよ。それでしたら、1年間、暫定課税して、面倒くさいかもしれませんが、12カ月にすれば、値上げするんでも、払う金額が少しでも負担が楽になるというふうに見る方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。</p> <p>やはり払う方の立場になって、少しそういうところを考えていただくと助かると思います。</p>
金子会長	<p>収納率を高めるためには、支払い回数はできるだけ多く工夫してほしいということですので、事務局のほうで検討していただきたいと思います。</p>
大坂主幹	<p>今回は、保険の広域化ということは、税率が統一されるということから、納期等についても統一化される可能性があります。ですから、今回は、この2年間に限ったの税率の計算ということと、もし仮算定、仮の計算をしますと、今コンピューターで全部計算しますから、そのシステムを全部変更したり、郵送料が倍かかることになります。経費もそれなりにふえる、一時的にふえることになりますので、ただ、この先2年、3年のために、それだけの投資をすることが、今回の見直しの中で、国保財政の中で適切かどうかということも考えて、今回なるべくお金をかけずに、税額を上げていきたいというような方針、システム変更料、委託料、計算するほうの委託料は変えずにというのを前提に考えました。</p> <p>確かに医療費の支払いから見れば、4、5月分というのは、3月はお医者さんにかかる方が多いので、医療費は非常に多くかかりますので、会計のほうは支払い、税収が入ってこないから大変だという話は現実にございます。</p> <p>今年度についても、先に前年度の金額を繰り越しして支払って</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>るような状況ですから、国保財政上も4月から確かに税収があった方が、会計上非常に助かることは助かるんです。</p> <p>ただ、ここで今すぐ変えるかという、それもシステム変更ですか、皆様にお知らせする、今まで7月開始と思っている方もたくさんいますから、いきなり4月からということは、皆さんにお知らせする機会もとらなければいけないということで、今回はできないのかなということです。</p> <p>それとあと人間ドックのお話ですけれども、今年度の部の重点方針に挙げておまして、確かに今の人間ドックというのは、4市の医療機関でないと市の補助が受けられない。今までずっと会社で受けたから、そこで受けたという方は、自費で受けられてたと思うんです。こちらのほうでなるべく本年度中に償還払い、ただ、全額負担する、その医療機関によって、人間ドックの金額も違いますので、全額補てんというのは難しいかとは思いますが、ある程度の定額の助成ができるような形でもっていききたいとは考えております。</p> <p>ただ、現在の人間ドックが朝霞地区医師会と契約をしているものですから、そちらのほうの調整が非常に難しいという点が1点ございます。</p> <p>4市でいいますと、志木市は実施しております。朝霞市と新座市のほうはやっていないという状況なので、できれば今年度中に朝霞地区医師会とお話をして、来年度から市外で人間ドックを受けた方についても助成をしていきたいという方針で、現在進めております。</p>
竹村委員	<p>よろしくお願いします。頑張ってください。</p>
金子会長	<p>そのほか何かございますか。</p> <p>それでは、私のほうからちょっと質問させていただきますが、まず今回の改定について、目標をはっきりしてもらいたいと思います。それが第1点。改正する目標ですね。</p> <p>第2点については、今回の改正によって金額的にどの程度ふえる見込みがあるか。ある程度そこら辺を試算も、もししてあればお話しただければ。</p> <p>最終的に、先ほどの所得割、資産割、平等割、均等割という4方式で税率を決めていますけれども、金額が現行に対して改定がどの程度上がるかというものが最終的にみんなの関心事だと思います。ですから、実際にどの程度上がるのか。</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>それで、先ほどちょっと説明いただきましたけれども、全体でどうなのか。全体でどのくらい不足するのか。だから、このくらい上げるんだということをきちっと後で概算見込みをはじいていただきたいと思います。</p> <p>それによって、例えば改定した場合に対して、改定しなかった場合には、実際どの程度一般会計からの繰り入れ金を投入しないといけなくなるのか。その改定することによってどの程度軽減されるのかというようなことは、今までの医療費の毎年の増加率だとか、あるいは調定額の中にもいろいろ、調定額の増加率だとか、あるいはここで前にいただきました現状と課題というのがありますが、この13ページの最初のところ財政上の過不足ですが、歳入については、平成21年度と平成22年度は確定できないですので、平成21年度で予想していただく以外にないんだと思いますけれども、総額54億8,000万円、これが歳入。それから、歳出が58億1,500万円ということで、改定することによって何が上がるかというと、国保税の部分だけが実は上がるわけですね。16億5,400万円がいわゆる今度の改定によって上がる。それに見合って国庫支出金だとか、そういうのはどの程度上がるか、これは私なんかは予想つかないんですけども、そういうところから試算してみますと、ある程度出てくるんじゃないかと。</p> <p>例えば10ページの6にあります1人当たりの調定額と保険給付額というのがあります。ここでいわゆる保険給付額、これを見ますと、ずっと右肩上がりに上がっています。調定額は、先ほど税率なんか全然減らなかったということで、これは全部平行なんです。こういうところから平成22年度、平成23年度を予測して、一体全体どのくらい全体的に給付額が上がったか。</p> <p>それから、8ページのところに1人当たりの医療費、1人当たりの収納率というのがありますが、医療費のところを注目していただきますと、毎年大体同じ率ぐらいに上がっています。そこら辺から平成22、23年度というのは、ある程度予測されるのではないかと、大幅には変わらないだろうというふうにも思いますので、そういうところから試算してみると、大体不足額というのどのくらいになるかというのがある程度予想できるんじゃないかというふうに思います。</p> <p>私はちょっとそこら辺、実は算出してみたんです。そうしまして、その算出したところの関係をちょっと申し上げますと、実質財政上の過不足というところで、今言ったようなところを見ても、例えば全体の歳入歳出の場合、大体収納率については85%という</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>ことですけれども、85%というのは、先ほど言った国保税について85%。これが資産は1,000万円ぐらい、この前のときには3億1,000万円ぐらいの改正によって上がるということを考えますと、大体それを約85%で割り返してみますと、6億6,000万円ぐらい調定額が不足するという試算が出てきます。</p> <p>それから、医療費のほうからやってみますと、医療費のほうだけでやると1億8,000万円の不足なんです。</p> <p>この医療費以外のところが、かなり持ち出しが多いということが、医療費は国保税の33%ぐらいでしょうかね。全体の収入の33%ぐらいに相当するので、それでこれをこの改定のほうに上げた場合に、大体19%ぐらいですかね、平均すると19%ぐらいの改定で上がると。平均ですね、平均で19%ぐらいという、そういう試算が出てきています。</p> <p>試算が間違っているかもしれませんが、伸び率を計算してみますと、医療費の伸び率が約4%ぐらいですね。医療費の伸び率が4%。毎年4%上がるぐらいの、平均ですけれども、平成13年から平成21年度の平均にしますと4%ぐらい上がると思います。平成17年から平成21年度までの医療費の上がり方というのは、毎年4%、これも約4%上がっています。</p> <p>それから、調定額のほうを見てみますと、大体平成12年から平成21年まで書いてありますが、これが4.7%上がっています。平成17年から平成21年度が5.7%ぐらいです。大体どちらも4%ぐらいは少なくとも毎年毎年総額が上がっているという感じをちょっと受けました。</p> <p>それで、試算によりますと、改定しないでいきますと、10億円を超えた、もし改定しないで、年4.7%ぐらいは上げていくと10億円の不足が出てきます。ですから、改定すると、6億6,000万円、計算ではですね。収納率を85%にした場合、もっと収納率は高くなるんですが、一応そういう試算が出てきました。</p> <p>ですから、今回は、私は委員として考えた場合に、改定をしないわけにいかない。先ほど事務局のほうから4億円から5億円と言っていますが、計算によると6億円を超える感じで不足が生じる感じです。</p> <p>以上、試算が間違っているかわかりませんが、ちょっとさらさらと言いましたので、一応見込みをきちんとつけて、こういうことで改定が必要だということをきちっと、もちろん予想ですから、当然変わる可能性は十分あるわけですけれども、ある程度の見込み、見込みだけは計算しておいていただければありがたいです。</p>

発言者	会議内容
竹村委員	<p>賛成です。そう思います。今の会長さんのお話で、やっと大体頭に思い浮かべていたこと、そうだろうと、余り値上げしてどのぐらい本当にメリットが3億円だといって、3億円の値上げでどれだけの不足金が助かるのかというところが、全然この資料を見ていて見えてこなかったもので、今、会長さんのお話で、初めてわかりました。</p>
金子会長	<p>14ページをごらんいただきますと、一応平成21年度の過不足額で5億9,500万円、これはまるきり収納率で割り返せば、正しくはないかもしれないんですが、ほぼこれでいいかもしれないんです。これは必ずしも正しくはないので、ほかの要素も入っていますから、割り返してみますと、6億8,200万円の調定額が必要になってきます。</p> <p>これから改定したことによって、3億1,000万円少なくなるんですが、それはあくまで歳入は3億1,000万円多くなるんですが、歳出が4.7%ふえるということにすると、4.7%で計算しました。4.7%ふえるとすると6億6,000万円になってしまうんです。ですから、この歳出のほうがふえてしまうわけですね。歳入のほうがふえると、歳入のふえ方と歳出のふえ方が全然違うわけです。</p> <p>ですから、3億1,000万円引くだけでは、来年度の予想がつかないわけです。予想は違うんじゃないかというふうに思うので、そこら辺ちょっと試算していただいて、もしそういうことであれば、改定しないと、10億円を超える一般会計の繰り入れになるという感じがしますので、そういう意味からすれば、改定はやむを得ないというふうに個人的に委員として思います。</p> <p>何かほかにご意見ございますか。</p> <p>もし事務局、何かご意見あったら。</p> <p>私間違っているかもわからないので、そこら辺をもう1回見直して、試算していただいて、ある程度の予想をつけていただいて、これだけ不足すると。改定しない場合には、これだけ不足するというようなことをぴしっと言っていただいて改定が必要だと、こういうふうに言っていただければ、本当にわかりやすいかなというふうに思います。</p> <p>どうぞ。</p>
鈴木（正）委員	<p>12月の議会に出すということになれば、今、会長が言ったように、歳出の状況とか、歳入の状況は、この資料に想定される調定で</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>できるんですが、歳出のほうもある程度全体の予算編成はまだできない状況だと思うんですが、その辺、全体像をつくって、仮の予算の想定額をつくらないと、議会での議論がどうなるのかというのがちょっと心配なところがあるわけですね。だから、その辺つくれるかどうか。</p> <p>今までも、療養給付費のほうも4月から9月までの実績、半年分の実績が出ていますね。そうすると、それから歳出の一番大きい要求が出るんじゃないか。その辺を示しながら来年度の医療費のアップなんかも想定して、こういうのだというところを打ち出していかないと、ただ、これは税収の見込みだけの話になってしまいますので、その辺、できるかどうか。余り実際の予算編成と違った想定予算を組めないというのはあるんですけども、12月にやるというのは、その辺が難しいところがあるんですけども、どうなんでしょうか。</p> <p>歳出のこのところ、13ページの歳出の年度別の評価がどの程度になったかというのは、実はわからないので、今の医療費についても、正式な算出できないんです。ここがわかると、ある程度見込みが立つのかなと。医療費とかそういうのを見ると、約4%の毎年の増加が出ていますので、そういうところから見ると、どうも歳出の総額のほうも4%からふえるということで考えますと、かなり不足は出ると。</p>
大坂主幹	<p>13ページの表の中で、歳出の部分の今年度の支出見込みをつくって計算してあります。現在のところで、歳入のところ、今回想定した税額を充てましても、やはり3億円近い赤字というのは計算で出ています。ですので、本来の確かに6億円上げないと追いつかないというのはわかっているんですけども、ただ一遍にそこまで税額を上げてしまうと、加入者の方の負担も余りにも大きいので、その半分ぐらいという、3億円というところもあります。確かに歳出については、もう1回見直したいと思います。</p>
金子会長	<p>歳出がわからないと、実際にどの程度増加するのかわからないので、ただ、必ずしも医療費の増加がイコール歳出の増加、全く同じ率にするとは限りませんので、ある程度違ってきていると思います。そこら辺は事務局で算出してもらわないとわからない。ただ、単純に計算してみますと、かなりの不足額が出てくるということだけ申し上げたいと思います。</p> <p>少なくとも3億円とか4億円ではとどまらないということは事実</p>

発言者	会 議 内 容
	<p>だと思えます。</p> <p>ほかに何かご意見ございますか。</p> <p>それでは、ご意見がないようですので、一応事務局から提案された今回の改定について、原則的にこの案でまとめたいと思えますので、この事務局の案について、そういう形でまとめていくことにご異議ございませんか。もしあれば。</p> <p>どうぞ。</p>
竹村委員	<p>すみません。改定するという方向でまとめるということですか。</p>
金子会長	<p>改定するという事でまとめるということ。いずれにしても、かなりの増加になるということだけは事実ですので、少なくとも6億円をかなり超える形で、不足するだろうという感じはするので、先ほど事務局が5億円か6億円という範囲にはおさまらないぐらいのあるいは話かもしれない。あるいはそれぐらいの範囲にとどまるかもしれないですけれども、二、三億円にとどまるということは少なくともありませんということ。それは毎年、医療費が上がってきたり、あるいは歳出が上がってくるということを配慮すると、それが上がらなければ3億円ぐらいで済むんですけれども。それが減るということは、少なくとも事務局、ないですよ。あるいは事務局のほうで、もう一度そこら辺をきちっと出してから、皆さん方のご意見をお聞きして、それでまとめるという形をとったほうがよろしいですか。そのほうがよろしいですか。</p> <p>それでは、きょう欠席の方も大勢おられるようですので、事務局のほうでは、きちっとした算出をやって、わかる範囲内で算出をやっていただいて、実際に不足見込み額がどの程度になるか。今わかる範囲内で不足見込み額がどの程度になるかということを出していただいて、委員のところに提示していただいて、それで今回の改定について是非を決めたいと思えます。</p> <p>事務局、よろしいですか。委員の皆さんもそれでよろしゅうございますか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
金子会長	<p>何かそのほかに、何かこういうものをということがありますか。</p>
竹村委員	<p>今回3億円上げるということの根拠として、きちんとしたデータを今度までにつくっていただく、根拠になるものをつくっていただ</p>

発言者	会 議 内 容
金子会長	<p>くということですか。</p> <p>3億円ということもそうなんですけれども、少なくとも医療費が毎年上がっていますね。そうすると、支出額を、歳出額を平成21年度は抑えて、幾ら不足するんだということだと、3億円ぐらい前後になるかもしれないんですが、実際にそうではなく、毎年どうもみんな上がっているんですね、4%ぐらい。ですから、そこら辺も今わかる範囲内で一応算出させていただいて、それで実際にどのくらい不足するか、不足が予想されるかという金額、総額を押さえていただいて、それで皆さんにお諮りしたい。</p>
竹村委員	<p>例えば実際にシミュレーションでどのくらい、今現行のままの保険料だと、2年後にはこれだけのマイナスになると。だけど、今ここで改正したときに、これだけやっていけば、これだけの不足分になりますよという比較できるデータを提出していただくと、より一般の方もわかりやすいんじゃないかなというふうに思います。</p>
金子会長	<p>それをつくっていただく。</p>
鈴木（栄）委員	<p>年を重ねている人間が多くなりますので、安心して医療を受けられるという、そういう計算をぜひともお願いいたします。</p>
金子会長	<p>ほかに何かございますか。 事務局のほう何かありますか。</p>
石川課長	<p>それでは、次の会議なんですけど、10月26日火曜日、都合のほうはいかがでしょうか。それで行きたいと思うので、よろしく願いしたいと思います。</p>
金子会長	<p>それでは、一応26日ということでもよろしいですか。</p>
石川課長	<p>はい。よろしく申し上げます。</p>
金子会長	<p>それでは、本日の協議会につきましては、継続審議ということで、次回、10月26日ということでもよろしく願いしたいと思います。</p> <p>ほかに何かございませんか。なければ、これをもちまして本日の審議会を閉じさせていただきます。</p> <p>大変どうもありがとうございました。</p>

議事録署名人

竹村 幸子

大友 絹江